取手地方公平委員会
特　別　会　計

1 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると定められている。これらの規定に基づき、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2 歳入予算

歳入予算額は699,000円で、内訳は、負担金392,000円及び前年度繰越金307,000円である。

負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

（単位：円）

関係団体名	金額
取手市	128,000
守谷市	84,000
利根町	46,000
取手地方広域下水道組合	31,000
取手市外2市火葬場組合	28,000
利根川水系県南水防事務組合	28,000
常総地方広域市町村圏事務組合	47,000
合計	392,000

3 歳出予算

歳出予算額は、699,000円である。

1 総務費

1 総務費　　1 委員会費

［担当：監査委員事務局］ P.185

7001　公平委員会事務に要する経費　254,000 円（244,000 円）

［一財 254,000 円］

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等への参加時の旅費が主なものである。

［担当：監査委員事務局］ P.185

7201　公平委員報酬等に要する経費　415,000 円（416,000 円）

［その他 392,000 円　一財 23,000 円］

＊ 特財積算根拠

［負担金：取手地方公平委員会負担金 392,000 円］

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等への参加時の費用弁償が主な支出である。

報酬金額　362,000 円

委員長　9,000 円×14 日

委　員　8,400 円×14 日×2 人